（判定基準の策定の方法）

第十七条　法第四十七条の十第四項に規定する判定基準は、限度超過車両の通行の状況及びその将来の見通しその他の事情を勘案して道路の管理上必要と認められる道路について、同条第三項の規定による判定を、数式を用いて算定する方法その他の定型的な方法により直ちに行うことができるよう定めるものとする。

（判定に係る道路の構造に関する情報）

第十八条　法第四十七条の十一第一項に規定する国土交通省令で定める道路の構造に関する情報は、幅員、平面線形、上空にある橋梁その他の障害物、交差点の形状、橋梁の強度及び通行の規制に関する情報並びに法第四十七条の二第一項の規定による許可をした限度超過車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径並びに当該許可に付した条件とする。　（新設）

（報告の徴収の方法）

第十九条　国土交通大臣は、法第四十七条の十二第二項の規定により報告を求める場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。　（新設）

（道路管理者への通知事項）

第二十条　法第四十七条の十二第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。　（新設）

一　登録車両の通行が法第四十七条の十第三項の回答の内容に従うものであつたか否かの別

二　登録車両の通行が前号の回答の内容に従わないものであつた場合にあつては、当該登録車両に係る法第四十七条の五第一号から第三号までに掲げる事項並びに当該登録車両が通行した経路及び総重量

（データベースに記録する情報）

第二十一条　法第四十七条の十三第一項第三号に規定する国土交通省令で定める事項は、登録車両の通行経路並びに判定基準に係る道路の路線名及び区間とする。　（新設）

（公表事項）

第二十二条　法第四十七条の十三第二項に規定する国土交通省令で定める情報は、判定基準に係る道路の路線名及び区間とする。　（新設）

（指定の申請）

第二十三条　法第四十八条の四十六第一項の規定による指定を受けようとする者（次項第八号において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。　（新設）

一　名称及び住所

二　行おうとする道路交通管理業務の範囲

三　道路交通管理業務を行おうとする事務所の所在地

四　道路交通管理業務を開始しようとする年月日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　最近の事業年度における財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずるもの

三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書